

別 表 (第2条関係)

1 基 準 額	2 対 象 経 費
<p>(1)に掲げる基準面積に(2)に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>(1) 基準面積 1 看護単位につき 5 0 m²</p> <p>(2) 単 価</p> <p>ア 鉄筋コンクリート 1 m²当たり 168, 000円</p> <p>イ ブロック 1 m²当たり 146, 700円</p> <p>ウ 木 造 1 m²当たり 168, 000円</p> <p>ナースコールを更新付設する場合は1 m²当たり114, 200円を加算する。</p>	<p>看護職員が働きやすく離職防止につながる次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 (ナースステーション、処置室、カンファレンスルーム等)</p>

- (注) 1 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積(基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項について同じ。)から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。
- 2 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。